

☆ 農業指導情報 ☆

第 5 号

令和6年2月16日



発行：能代市農業総合指導センター

農林水産部農業振興課（市役所本庁舎 2F）

能代市上町1-3

TEL 89-2182 FAX 89-1774

二ツ井地域局環境産業課（二ツ井町庁舎 1F）

能代市二ツ井町字上台1-1

TEL 73-4500 FAX 73-5224

☆農業関連情報

メルマガ「のうメル」
に登録を！



令和6年産米の「生産の目安」を決定しました

依然として、米の需要量の減少が予測される中、価格の安定を図るためにも需要に応じた生産が重要であることから、能代市農業再生協議会では、秋田県農業再生協議会で決定した生産の目安をもとに、能代市の「生産の目安」を令和5年度と同量に決定しました。

能代市	令和6年産	令和5年産	増減
数量	19,708 トン	19,774 トン	▲66トン
面積	3,416 ha	3,421 ha	▲5 ha
単収	577 kg/10a	578 kg/10a	▲1 kg/10a
水稻作付率	53.59%	53.59%	±0%
転作率	46.41%	46.41%	±0%

農家への「生産の目安」

水田台帳面積 × 水稻作付率（53.59%） × 単収（577kg/10a）

生産農家へのお願い

売り先のない米の過剰生産は米価の下落につながりますので、「生産の目安」に沿った水稻作付にご協力ください。

※ 必ず認定方針作成者と相談のうえ、作付計画を立ててください。

営農計画書について

営農計画書（実施計画書等）は、記入例に基づいて正確に記入してください。記入内容と実際の作付けが異なると、経営所得安定対策等の交付金が受けられない場合があります。

※営農計画書は、作付状況を把握するための重要な書類です。

交付対象作物の作付がない場合や水稻のみ作付、保全管理のみ等も含め、すべての方が提出する必要があります。

提出先：農業協同班長、能代市農業再生協議会事務局（JAあきた白神、農業振興課農業水産係、二ツ井地域局環境産業課）

提出期限：令和6年3月27日（水）

令和6年度経営所得安定対策の概要

1. 水田活用の直接支払交付金

① 戦略作物助成 [対象作物を生産する販売農家] (単位：円/10a)

対象作物	交付単価	交付要件
大豆	35,000	
飼料作物	35,000	播種を行う場合
飼料作物	10,000	多年性牧草で、収穫のみを行う場合
飼料用米	55,000～105,000	収量に応じて決定。専用品種
飼料用米	55,000～95,000	収量に応じて決定。一般品種
WCS用稲	80,000	
加工用米	20,000	

② 産地交付金

【地域振興作物に対する助成】

能代市農業再生協議会で策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、対象作物（地域振興作物）を生産する販売農家に対し助成します。

令和6年度については、今後の市農業再生協議会で決定次第お知らせします。

※取組要件についてご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。

2. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

対象者：出荷契約に基づいて対象作物を生産する認定農業者、認定新規就農者

- ① 数量払 …… 大豆、そば等の販売数量に応じて交付
※令和5年度から交付単価が免税事業所向け単価と課税事業所向け単価に分かれています
※品質（等級）に応じて単価が増減します
- ② 面積払 …… 数量払の先払いとして、当年産の作付面積に応じて交付
交付単価：大豆 20,000円/10a、そば 13,000円/10a

※ 農地の貸し借りについて

農地の貸し借りは、原則、農業委員会を通して行ってください。
農業委員会を通さない農地の貸し借り（相対）は、経営所得安定対策の交付対象になりませんのでご注意ください。

農地を貸し借りする場合は、**令和6年3月29日(金)** までに、農業委員会事務局（TEL：89-2935）又は二ツ井地域局環境産業課（TEL：73-4515）にて申請してください。

【問合せ先】

農業振興課 農業水産係 TEL 89-2183
二ツ井地域局 環境産業課 TEL 73-4500

物価高騰対応畑作拡大重点支援事業の要望を受け付けます

以下の事業の活用を希望される方は、各農機具販売店及び農業振興課・環境産業課の窓口で事業要望書を設置いたしますので必要事項を記入の上、見積書と併せてご提出ください。

なお、申し込みをいただいても、事業の採択とならない場合もありますのでご了承ください。

※昨年8月～9月に行った畑作等拡大総合支援事業の要望調査で提出していただいている方については、改めて要望書を提出する必要はございません。後日申請の手続きについてご案内いたします。
(補助率は60%となります。)

※物価高騰対応畑作拡大重点支援事業は令和7年3月までの事業です。

○提出書類：事業要望書、見積書

提出期限：3月22日（金）

①機械施設等導入支援事業

概要：畑作及び果樹用の機械・施設等への助成（トラクターも対象）

※水稲用機械は対象外

補助率：60% （60%での補助は今回限りの予定です。）

条件：3年以内に1割以上の作付拡大、新たに畑作に取り組む場合は3年以内に10a作付

②新技術活用等機械導入支援事業

概要：畑作及び果樹用の新技術を活用した機械への助成 ※水稲用機械は対象外

例：ロボット、AI、IoT、ドローン（操縦ライセンス取得経費含む）等

補助率：60% （60%での補助は今回限りの予定です。）

条件：3年以内に1割以上の作付拡大、新たに畑作に取り組む場合は3年以内に10a作付

【問合せ先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500

能代農業振興地域整備計画変更案を縦覧しています

縦覧期間：令和6年2月8日（木）～3月8日（金）

（閉庁日を除く）

縦覧場所：能代市役所 農業振興課（市役所本庁舎2階）

変更内容：基礎調査の結果による定期的な見直し。

【問合せ先】 農業振興課 農政係 TEL 89-2182

令和5年7月の大雨により被害を受けた農業者の皆様へ 被害の報告がまだの方はお早めにお知らせください

田畑や水路・農道の破損箇所の修復に係る費用を補助します

〈農地・農業用施設災害復旧支援事業〉

- ・ショベルローダーやバックホウ等の重機借り上げ及び運搬に係る経費
- ・山砂、碎石、木材等の資材購入費

【補助率】4分の3以内（上限30万円）

【要件】現に耕作していること。

水路等の農業施設は利用者が2戸以上あること等。

【申請に必要なもの】申請書、被害状況が確認できる写真、見積書、振込先通帳の写し、印鑑

農道等の保全に必要な碎石等を支給します

- ・山砂、碎石、木材等の資材

【支給限度】2分の1以内（上限10万円）

【要件】受益者が2人以上。

多面的機能支払交付金事業実施区域外であること等。

【申請に必要なもの】申請書、現場の写真、振込先通帳の写し、印鑑

詳しくは下記へお問い合わせください。

【問合せ先】

農業振興課	農業水産係	TEL 89-2183
二ツ井地域局	環境産業課	TEL 73-4500

毎月19日と第3日曜日は「のしろ食育デー」



**郷土料理や行事食の
知恵や技を次世代へ
伝えよう！**

